

みなさま、こんにちは。日本維新の会 池田りなでございます。どうぞよろしくお願い致します。今回は、本市の第6次総合計画においても重要項目とされている、4テーマお伺いします。

1つ目は、【外国人観光客の誘致】についてです。先日、私は台湾人とフィリピン人の友人に尼崎観光案内をしました。尼崎城で忍者の衣装を着て写真を撮り、その後食品サンプルを作りました。日本通の彼女たちから、「尼崎はもっと忍者の町で売り出し、お城に泊まる城泊もしたらいいのに」とアドバイスをいただきました。本市は「落第忍者乱太郎」の作者尼子騒兵衛氏の出身地です。「忍たま乱太郎」は海外での人気も根強く、世界の忍者人気は計り知れません。今後も尼崎が観光に力を入れるのであれば、忍者をテーマにした観光を進めるべきです。

参考事例としては、三重県 伊賀流 忍者博物館では、総来館者数の15%を外国人が占めています。世界中の忍者ファンが、伊賀に押し寄せ、2003年度約1,000人だった外国人来館者が2017年度は約30,000人になったそうです。

お手元の資料(p2-4)をご覧ください。また、漫画をテーマとした観光名所の事例として「サザエさん」の作者長谷川町子氏の出身地である東京都 世田谷区や、「ゲゲゲの鬼太郎」の作者水木しげる氏の出身地である鳥取県 境港市(さかいみなと)では、ファンの心をくすぐる、銅像やパネルなど、いわゆるインスタ映えするスポットが多々あり、「まちおこし」の成功事例としても有名です。

ここで伺います。

<質問1>

市内外から約5,000人が訪れた、「あまがさきアートストロール」を検証しても分かるように、町全体を周遊できる観光政策が本市には必要です。例えば、今後、尼崎の観光スポットとして寺町から尼崎城に行くまでの道を「忍者ストーリー」(資料 p.5)とすることや、秋に開催される城下町フェスティバルにおいても忍者要素を入れる等できることはあります。ご見解をお聞かせください。

最後に、2025年大阪・関西万博に向けて、本市が外国人観光客の誘致を考えている場合、外国人向けにモニターツアーなどを実施し、外国人の生の声を収集するべきです。そして、外国人からの生の声、具体的なニーズを観光施策に反映することを要望します。

2つ目は、【インクルーシブな社会実現に向けて】3項目お伺いします。まず、公立学校に通う不登校児童・生徒への支援です。公立学校では、どんな特性や個性があろうとすべての子どもの学習権を保障する必要があります。本市において国籍や障がいの有無に関わらず『みんな』共に学びあえるインクルーシブ教育をもっと進めるべきです。

年々、「インクルーシブ教育」への関心が高まり、市内各地で市民活動が行われています。2021年11月には、『全ての子どもに居場所がある学校をつくりたい』と不登校ゼロを目指す大阪市立「大空小学校」について描かれた「みんなの学校」という映画が、不登校支援する団体「タイルカフェ」によって上映されました。

本市では2022年5月時点、学校を30日以上欠席している、不登校の小学生351人・中学生676人、正式な数には含まない学校にいけいない児童・生徒数は、さらに多いと現場からも聞きます。大人の私たちですら、職場に馴染む

ことができず、鬱病など心の病になる方々が年々増えています。1つの会社で新卒から定年まで勤めあげるのではなく、職場が合わなければ辞める、自分らしく働ける職場への転職が可能な時代です。社会の変化に応じて、子どもたちが学ぶ機会も多様になっていいのではないのでしょうか。ここで伺います。

(質問2)

1 問目、不登校児童生徒とその親支援に関する情報発信、埼玉県のようなホームページと大分県のようなリーフレットを本市も作成すべきと考えます。新たに作らなくても市の HP に情報を追加するなら、お金をかけずにすぐにできます。現在市の HP で「不登校」と検索してください。該当ページは、教育支援室「ほっとすてっぷ」のホームページしかなく、添付ファイルもワードのため、スマホで見ると崩れています。お手元の資料 (p6-8) をご覧ください。ご見解をお聞かせください。

(質問3)

2 問目、教育支援室『ほっとすてっぷ』『ハートフルフレンド』を希望するが満員で利用できない児童・生徒の人数とその受入れ先、利用できない子どもたちの学ぶ場所と居場所をいつどこに確保していくのか具体的にお答えください。

(質問4)

3 問目、『ほっとすてっぷ』に通う際必須となる、教育委員会とほっとすてっぷ経由の「見学の予約」と「6者面談」についてですが、昨日の鷺田議員の答弁で立ち合う大人の人数を減らすなど、学校にいきづらい子どもたちが利用しやすくなる方法を検討すると前向きなご答弁をいただきましたので、質問を省きます。

次に、障がいがある子もいない子もみんなで学びあえる場、インクルーシブ公園についてです。インクルーシブ公園には、車いすのまま遊べる遊具や介助者がお子さんを抱えながら遊べる滑り台など発達特性合わせて遊べる遊具があります。お手元の資料(p9-10)をご覧ください。

2022年3月我が会派の代表質疑にて「インクルーシブ公園の整備に向けて検討している」と都市整備局より、前向きなご答弁をいただきました。2022年度あまらぶチャレンジ事業では、インクルーシブな遊び場「みーんなの公園」設置を目指す団体が採択されました。

ここで伺います。

(質問5)

2022年7月から、2024年に改定される本市の公園づくり指針にもなる、緑の基本計画審議会が始まります。指針には、「公園とは障がいのある子もいない子も含めて『みんな』が遊べる場所であること」を明記し、審議会メンバーには、インクルーシブ公園に知見がある方を入れていただきたいです。ご見解をお聞かせください。

最後に、市内で暮らす外国人の子どもたちの日本語支援についてです。本市は2022年5月時点、20歳未満の外国籍の子どもが1,050名居住しています。特に近年インドカレー屋で働くネパール人が家族を呼び寄せるため、ネパール国籍の子どもが増加しています。尼崎市立成良中学校琴城分校 夜間中学の生徒、36人のうち、9人がネパール国籍です。

とある日本語教師の方から、「外国籍の方が、日本で働きたいが日本語が不自由であることが理由で働けず、生活保護を受けるケースが増えてきている」と聞きました。市内の小中学校における日本語教育支援は、来日1年未満は兵庫県から子ども多文化共生サポーター、来日1年以上は本市から多文化共生支援員が派遣されます。派遣時間は十分とは言えません。私は、外国人の子どもたちが、将来日本で暮らすことを選択するならば、日本で働き納税する側になっていただく必要があると考えます。彼らが進学し就職するためにも十分な日本語支援が必須です。そのため、現在ボランティア主体による、大庄南と武庫東生涯学習プラザの子ども向け日本語学習教室に加え、子どもたちに日本語支援する場が必要だと考えます。

ここで伺います。

(質問6)

今後、学校外で外国人の子どもが日本語を学ぶ場、その指導者をどのように確保していくのか具体的にお聞かせください。ここで1回目の登壇を終わります。

3つ目は、子どもの人権という観点から【ユースクリニック創設】についてです。ユースクリニックとは、スウェーデンで生まれ13歳から25歳の若者が自分を守る権利として無料で利用できます。助産師、看護師、臨床心理士、産婦人科医などが待機しており、子どもたちが家庭や学校の大人には相談しづらいことを話す場です。相談内容は幅広く、こころ、からだの問題をはじめ、家庭や学校での悩み、人間関係、性に関すること、たばこ、アルコール、デートDVなど多岐に渡ります。

今回は、兵庫県下において、令和元年度10代の妊娠が82件、そのうち40件が中絶するという本市が他市と比較して高い数値である「若年層の予定外妊娠」について取り上げます。予定外妊娠には、性暴力も含まれます。

先日私は、大阪にある、関西初のユースクリニック「スマルナステーション」を視察しました。また2021年4月から、岡山県では、助産師や看護師が常駐する「ユースクリニック」が設置されました。

本市では、一般社団法人 えんぐらぶ (p12) が「ユースクリニック」を開設し、行政の代わりに市内の若年層の相談窓口となっています。同団体では、Twitter から匿名での相談を受けその後、尼崎市内の産婦人科への同行受診・必要であれば緊急避妊薬の費用を団体が負担しています。さらに3週間後には妊娠検査薬で妊娠していないことを確認し、今後の避妊方法についても伝えるための支援をされています。

しかし本来は、岡山県の「ユースクリニック」のように、市内の悩みを抱える10代、特に性に関する支援は、行政が行うべき事業ではないでしょうか。

ここで3問お伺いします。

(質問7)

1 問目、10代が性に特化した相談のできる窓口をユース交流センターや保健所に設置し支援していくべきと考えますが市長のご見解をお聞かせください。

(質問8)

2 問目、ネットに情報が氾濫する今だからこそ、正しい性の情報を子どもたちに伝える必要があります。例えば、性教育 Youtuber シオリーヌ氏が作成したドラマ「ようこそユースクリニックへ」は 10 代を中心に 250 万回も再生されています。お手元の資料 (p11) をご覧ください。悩みを抱えながらもどこに相談すべきか分からない、今後課題に直面するかもしれない 10 代のために、ユース交流センターで性に関して学べる動画の上映等の機会提供の場を作っていただけませんか。具体的な方針や見解をお聞かせください。

(質問9)

3 問目、令和 3 年度末で、4 億 3860 万 1 千円の積立があり、第 1 条「青少年団体による地域活動・青少年の指導体制を充実させること」と明記されているため、現在特定の団体にしか補助が認められていない尼崎市青少年健全育成基金条例を変更し、既に市内の 10 代を支援する団体に積極的なサポートをしていただけませんか。ご見解をお聞かせください。

4つ目は、【子どものための離婚前後の親支援】についてです。2019 年度人口動態統計調査が行われ、日本の結婚した 3 人に 1 人が離婚する時代とも言われています。令和 2 年国勢調査によると、尼崎市の 20 歳未満の子どもがいる母子世帯は 2,904 世帯、父子世帯は 408 世帯です。

平成 28 年度、全国ひとり親世帯等調査においては、養育費を継続して受け取っている母子世帯は 24%、父子家庭 3.2%・離婚時、面会交流の取り決めた母子世帯は 24.1 %、父子世帯は 27.3 %でした。非常に低い数値です。ま

た、ひとり親世帯の相対的貧困率は、50.8%と極めて高いです。

今申し上げましたように、日本の離婚制度には子どもを守る視点が欠けています。だからこそ、本市においても離婚した親の子どもの権利を守っていく必要があると考えます。

2019年6月、厚生労働省から各自治体に「離婚前後親支援モデル事業」、離婚前後の親支援講座の実施等に関する通知がありました。この通知を受け、「離婚講座」が全国に広がりを見せ、2021年11月神戸市で開催されています。私も昨年、東京都主催のオンライン「パパ・ママの離婚講座」を聴講しました。匿名で参加できることから仕事の休憩時間に参加するお父さんもいらっしゃいました。

現在、尼崎市では、子どもがいる家庭の離婚相談は、子ども福祉課が受けています。窓口はあっても、直接行政へ相談するハードルが高いと感じる方が多いのも現状です。私の元にも、お子さんがいて離婚を考えている方、またその親御さんから、ひとり親に対する支援、養育費や面会交流に関するご相談がしばしばあります。

ここで4問お伺いします。

(質問 10)

1 問目、本市において、この離婚前後親支援モデル事業を実施する予定はありますか。

(質問 11)

2 問目、2020年12月我が会派西藤議員も取り上げた、本市における養育費立替え、離婚後の養育費などの取決めを法的に証明する公正証書の作成費用の補助制度導入について、その後検討状況をお聞かせください。

(質問 12)

3 問目、子どものいる夫婦の離婚相談件数と離婚前と離婚後でどのような相談内容が多いのか、具体的にお聞かせください。

(質問 13)

4 問目、「面会交流や養育費の分担を取決めしているか」という離婚届けのチェック項目にチェックがない家庭に対しては、市としてどのような方法で面会交流の実施や養育費が支払われるようアプローチをしているか教えてください。

これですべての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。